

資料 4-1

玄海原子力発電所 1、2 号炉審査資料	
資料番号	本文五-3
提出年月日	令和元年 12 月 25 日

新規作成

玄海原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉

運転号炉への影響確認について

令和元年 12 月  
九州電力株式会社

## 目 次

1. はじめに ······	1
2. 運転号炉への影響確認の方法について ······	1

## 1. はじめに

本資料は、廃止措置計画（変更）認可申請書「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」の「1. 廃止措置の基本方針」で定めている内容のうち、「3号炉及び4号炉の運転に必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認したうえで工事を実施する。」との記載について、その確認内容を以下のとおり整理した。

## 2. 運転号炉への影響確認の方法について

運転号炉への影響確認については、保安規定第2編第19条第2項に廃止措置計画に基づく工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、運転号炉の原子炉施設に影響を与えないことを確認する旨、規定している。

具体的には、「保修工事計画及び予算運用管理要領（1、2号）」に定める「他号炉への影響確認チェックシート」（添付）により、廃止措置計画に基づく工事計画時において、運転号炉（3号炉及び4号炉）の運転に必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを廃止措置号炉及び運転号炉で確認する。廃止措置計画に基づく工事着工フローを第1図に示す。また、他号炉への影響確認チェックシートでは以下(1)～(4)の観点を確認する運用とする。

なお、廃止措置計画に基づく工事に関する運転号炉へ影響を及ぼさないとの確認については、保安規定第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）第7条の玄海原子力発電所安全運営委員会の審議事項として第7条第2項(6)に「改造の実施に関する事項（第2編第19条第2項に関する事項を含む）」と規定しており、運転号炉側の炉主任等による確認も実施する体制としている。（ただし、保安規定第7条第2項で「あらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない」としている。）

また、廃止措置計画に基づく工事着工前に、廃止措置号炉及び運転号炉に工事の実施及び工事内容を周知する。

### (1) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの観点

廃止措置計画に基づく工事計画時に、運転号炉の運転に必要な施設（可搬

型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート) の機能に影響を及ぼさないことを確認する。

<具体的確認内容(例)>

- a. 屋外のアクセスルートについて、建屋外における周辺施設の損傷、転倒、落下等によるアクセス性への影響はないこと。
- b. 屋内のアクセスルートについて、操作対象場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によるアクセス性への影響はないこと。

(2) 設計の観点

廃止措置計画に基づく工事計画時に、運転号炉の運転に必要な施設の機能・性能・構造・強度に影響を及ぼさないことを確認する。

特に、玄海1、2号炉設置設備で、玄海1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉との共用施設である雑固体焼却設備、1、2－固体廃棄物貯蔵庫、受電系統は、運転号炉に影響する可能性がある設備のため、注意を要する。

(3) 内部溢水の観点

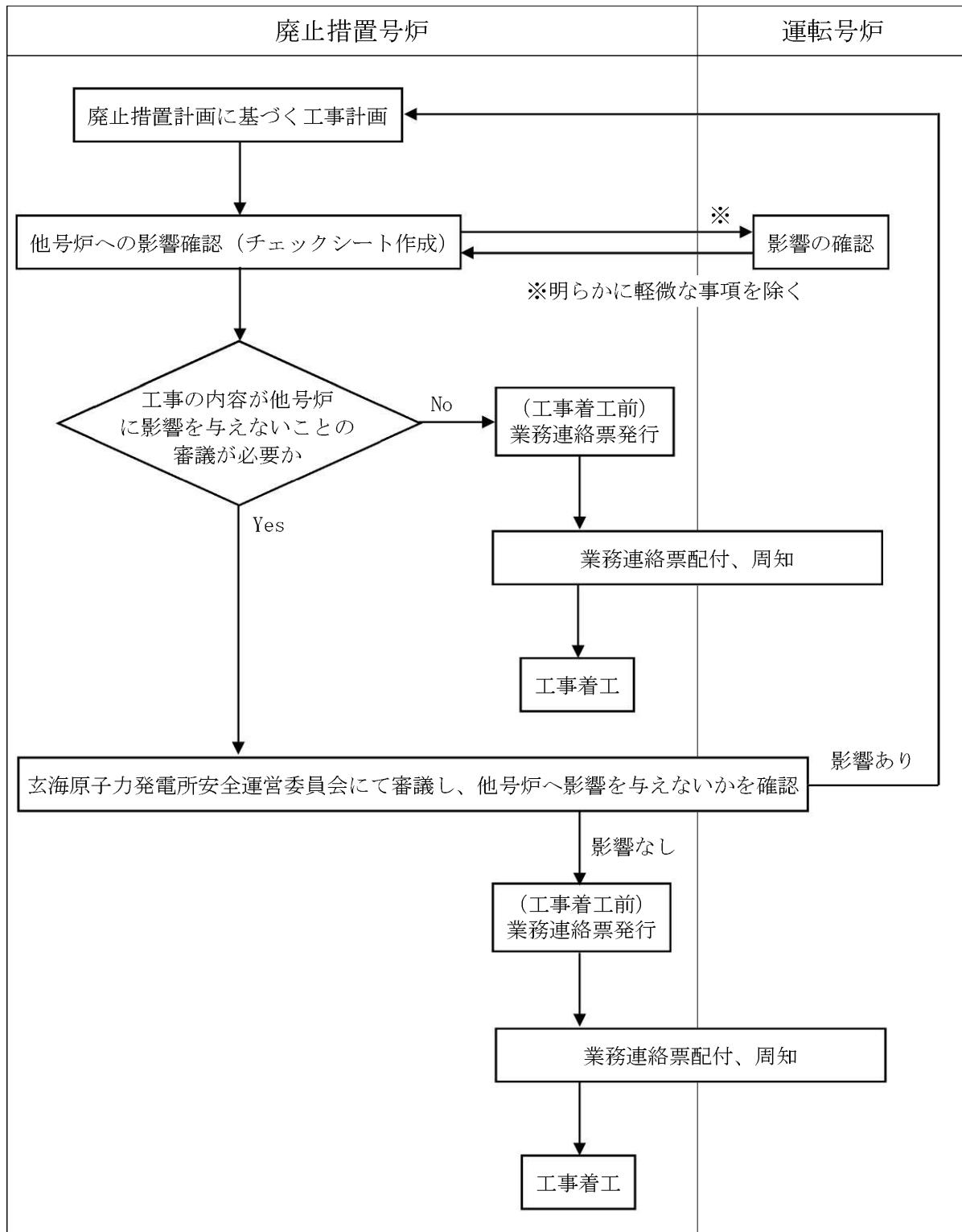
内部溢水の観点に基づく玄海1、2号炉の運転号炉への影響については、玄海3、4号炉の再稼働時に認可された工事計画認可申請において、影響がないことを評価済である。

今後の廃止措置計画に基づく工事で内部溢水の観点に基づく影響確認が必要な場合は、運転号炉の運転に必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認する。

(4) 火災防護の観点

火災防護の観点に基づく玄海1、2号炉の運転号炉への影響については、玄海3、4号炉の再稼働時に認可された工事計画認可申請において、影響がないことを評価済である。

今後は、廃止措置計画に基づく工事計画時に「火災防護計画(要領)」に基づき運転号炉の運転に必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認する。



※明らかに軽微な事項とは、「廃止措置号炉専用の建屋内で実施かつ運転号炉との共用施設以外の工事」等の明らかに運転号炉に影響がないもの

第1図 廃止措置計画に基づく工事着工フロー

サンプル

他号炉への影響確認チェックシート  
(廃止措置計画に基づく工事)

主管箇所 : \_\_\_\_\_

担当	副長	課長	廃止措置者 主任
月 日			

[運転号炉担当課]

担当	副長	課長
月 日		

玄海原子力発電所 号機

件 名 : \_\_\_\_\_

	確 認 項 目	結 果 (良・否)	備 考
1	アクセスルートへの影響確認 ・屋外のアクセスルートについて、建屋外における周辺施設の損傷、転倒、落下等によるアクセス性への影響はない ・屋内のアクセスルートについて、操作対象場所までのアクセスルートにおける周辺施設の損傷、転倒、落下等によるアクセス性への影響はない		
2	設計への影響確認 ・運転号炉の運転に必要な施設の機能・性能・構造・強度に影響を及ぼさない		
3	内部溢水への影響確認 ・運転号炉の運転に必要な施設の機能に影響を及ぼさない		
4	火災防護への影響確認 ・運転号炉の運転に必要な施設の機能に影響を及ぼさない		
5	その他 ・運転号炉へ影響を及ぼす事項はないか。 .		